



くれ

838号
2018年 6月 5日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等からこの
情報が閲覧可！



メールはこちら→

教員志望者の激減



【吉浦中学校：国道を渡るとすぐに海水浴場のある
海も山も近くにある自然豊かな学校】

教育現場の闇 ブラック職場の学校

今春、吉浦中学校の理科と国語の教員が不足し、授業ができない状況に陥っている、とのニュースが報道された。退職後の補充採用が確保できず、県内では35の小中学校で、教員が不足している、と伝える。

不足を回避する意向だとも伝える。何故、このような事態になったのか。背景に教師の深刻な長時間労働と低賃金があるようだ。

わっているのだが、先生たちは、事務作業に追われているそう。テストの採点や翌日の授業の準備ならともかく、先生たちが追われているのは、県教委への報告文書の作成が多いという。

多くの学校で、先生は朝8時には登校（出勤）している。1日の労働時間は12時間を超えるのはザラ、という事だ。昼食も生徒と共に給食を食べる。昼食代が浮いて良いな、と思うのは大間違い。食育指導という授業なのだ。早めに食べて、職員室に引き上げてもらう。つくり休憩は出来ない。

労働安全衛生法は、企業に社員がゆっくり休憩できる部屋・スペースを確保する事を義務付けているが、学校に先生の休憩室があるのを見たことがない。

平日に加えて、土日の仕事が増える。運動会等は、大抵休日に行われる。部活の顧問をすれば、練習、試合、大会に付き添わねばならない。

一昔前なら、先生は公務員なので、雇用が安定していて、勤務時間も明確で、夏休みなどもあり、恵まれた労働条件だと思われていた。

しかし最近では、長時間労働・休日出勤はあたり前、ブラック職場の典型の状態になっている。

今後の予定

- 6月10日(日) 9:30~
第11回地本執行委員会
共同事務所
- 6月12日(火) 17:00~
第10回呉支部執行委員会
支部事務所
- 6月16日(土) 18:00~
書記長会議
共同事務所



【呉港町小学校：現役の円形校舎】

先生の非正規化

社会全体では被雇用労働者の4割が非正規になっているが、学校でも非正規化が進んでいる。昔は、正教員以外の先生は、臨時採用の教員、「臨採」と呼ばれる先生だった。正教員が出産育児や病気などの事情で長期休暇する際に、代理として採用され、雇用期間は1年で労働条件も正教員と同じ

レベルだった。ところが最近では講師と言う名の先生が増加している。講師と言うのは授業の一時限（1コマ）単位で働き、一般企業と同様に働いた実績に応じて賃金が払われる。ところが、勤務する学校で、受け持ち科目が毎日フルに授業がある訳ではない。例えば、1時限目と3時限目に授業があった場合、2時限目は賃金の対象にはならない。理屈上は労働から解放されるのだが、その都度帰宅するのは不可能なので、結局は学校において、事務作業や授業の準備をすることになる。

出来るだけ賃金を確保するためには、多くの授業を受け持つ必要が出てくるのだが、一つの学校では難しい。故に2つや3つの学校を掛け持ちで担当することになるのだが、学校間の移動時間は賃金の対象にならない。更に前述のように先生には授業の準備やテストの採点・保護者との通信などの仕事が多くあり、それらは自宅に持ち帰ってする事になる。

こうして、正規非正規を問わず、先生は長時間労働になっていて、ウツ病を発症して長期に休む事例、過労死・過労自死という悲惨なケースも出ている。

郵便局を含めて一般企業の場合はどうかというと、仮に仕事が無くても、企業に賃金支払いの義務が発生する。

例えば、日本郵便で週40H働く、という契約になっている場合、郵便局の担当の担務によっては、週38Hしか仕事が無かった、という場合がある。そうした場合でも雇用主である日本郵便は

「先生なんだから」との理屈で求められる。保護者の中には、モンスタークレームもいる。

こうして、正規非正規を問わず、先生は長時間労働になっていて、ウツ病を発症して長期に休む事例、過労死・過労自死という悲惨なケースも出ている。

郵便局を含めて一般企業の場合はどうかというと、仮に仕事が無くても、企業に賃金支払いの義務が発生する。

例えば、日本郵便で週40H働く、という契約になっている場合、郵便局の担当の担務によっては、週38Hしか仕事が無かった、という場合がある。そうした場合でも雇用主である日本郵便は

「先生なんだから」との理屈で求められる。保護者の中には、モンスタークレームもいる。

こうして、正規非正規を問わず、先生は長時間労働になっていて、ウツ病を発症して長期に休む事例、過労死・過労自死という悲惨なケースも出ている。

郵便局を含めて一般企業の場合はどうかというと、仮に仕事が無くても、企業に賃金支払いの義務が発生する。

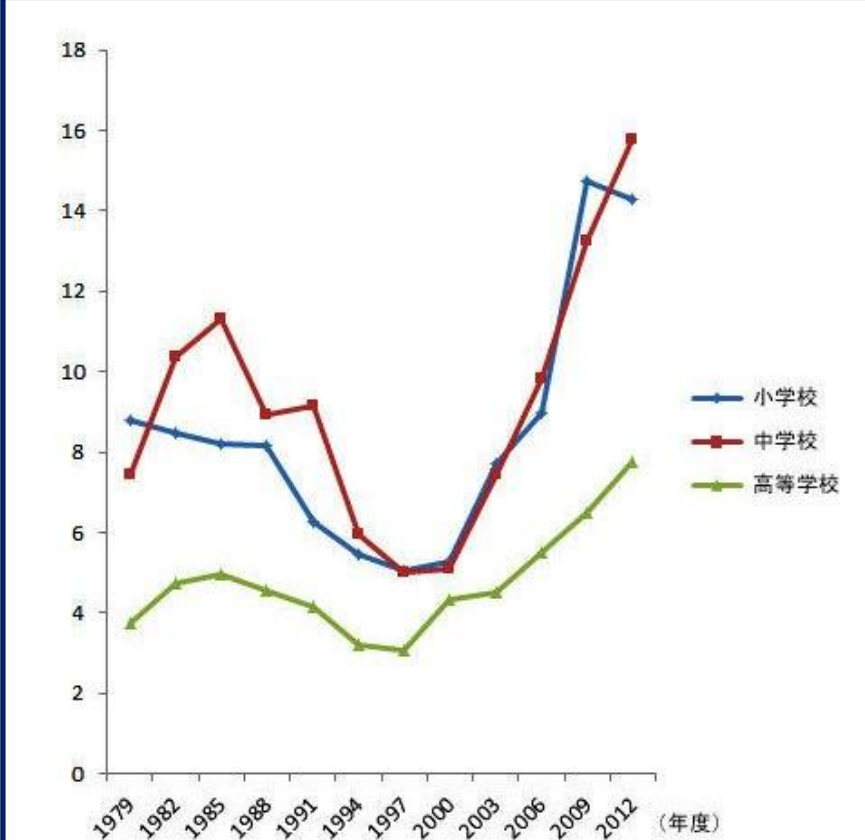
例えば、日本郵便で週40H働く、という契約になっている場合、郵便局の担当の担務によっては、週38Hしか仕事が無かった、という場合がある。そうした場合でも雇用主である日本郵便は

「先生なんだから」との理屈で求められる。保護者の中には、モンスタークレームもいる。

こうして、正規非正規を問わず、先生は長時間労働になっていて、ウツ病を発症して長期に休む事例、過労死・過労自死という悲惨なケースも出ている。

郵便局を含めて一般企業の場合はどうかというと、仮に仕事が無くても、企業に賃金支払いの義務が発生する。

例えば、日本郵便で週40H働く、という契約になっている場合、郵便局の担当の担務によっては、週38Hしか仕事が無かった、という場合がある。そうした場合でも雇用主である日本郵便は



* 本務教員1万人あたりの病気離職者数。
* 計算式=当該年度の病気離職者数/当該年5月時点の本務教員数

【公立学校教員の病気(精神疾患も含む)離職率】

40H分の賃金を払わねばならない。これが、労基署の見解である。では何故、公立学校の講師は許されるのか。それは講師と言うのは法的な立場が、非常勤の公務員だからだ。公務員が働くのは労働契約を結んで

「先生なんだから」との理屈で求められる。保護者の中には、モンスタークレームもいる。

こうして、正規非正規を問わず、先生は長時間労働になっていて、ウツ病を発症して長期に休む事例、過労死・過労自死という悲惨なケースも出ている。

郵便局を含めて一般企業の場合はどうかというと、仮に仕事が無くても、企業に賃金支払いの義務が発生する。

例えば、日本郵便で週40H働く、という契約になっている場合、郵便局の担当の担務によっては、週38Hしか仕事が無かった、という場合がある。そうした場合でも雇用主である日本郵便は

「先生なんだから」との理屈で求められる。保護者の中には、モンスタークレームもいる。

こうして、正規非正規を問わず、先生は長時間労働になっていて、ウツ病を発症して長期に休む事例、過労死・過労自死という悲惨なケースも出ている。

郵便局を含めて一般企業の場合はどうかというと、仮に仕事が無くても、企業に賃金支払いの義務が発生する。

例えば、日本郵便で週40H働く、という契約になっている場合、郵便局の担当の担務によっては、週38Hしか仕事が無かった、という場合がある。そうした場合でも雇用主である日本郵便は

「先生なんだから」との理屈で求められる。保護者の中には、モンスタークレームもいる。

こうして、正規非正規を問わず、先生は長時間労働になっていて、ウツ病を発症して長期に休む事例、過労死・過労自死という悲惨なケースも出ている。

郵便局を含めて一般企業の場合はどうかというと、仮に仕事が無くても、企業に賃金支払いの義務が発生する。

例えば、日本郵便で週40H働く、という契約になっている場合、郵便局の担当の担務によっては、週38Hしか仕事が無かった、という場合がある。そうした場合でも雇用主である日本郵便は

